

## 【オーストラリア】2023年フェア・ワーク法（抜け穴を塞ぐ）改正法

主幹 海外立法情報調査室 内海 和美

\* 2023年12月、2009年フェア・ワーク法を改正し、派遣労働者の「同一労働同一賃金」や、故意の賃金未払を犯罪とすることを規定する法律が制定された。

### 1 フェア・ワーク法改正案

2023年9月4日、主として2009年フェア・ワーク法<sup>1</sup>（以下「2009年法」）を改正するための法律案<sup>2</sup>が連邦議会下院に提出された。同法律案（全3か条、附則4編）は、労働者雇用において生じていた諸課題に対応する（「抜け穴を塞ぐ（Closing Loopholes）」）ために、様々な内容が盛り込まれていた。主要な改正は附則第1（全18章）に規定され、①臨時雇用（casual）の雇用形態<sup>3</sup>からフルタイム、パートタイムへの転換の簡易化（第1章）、②派遣労働者の「同一労働同一賃金」（第6章）、③家庭内暴力を受けている被用者の保護強化（第8章）、④賃金未払に対する賃金窃盗（Wage theft）罪の新設（第14章）、⑤ギグ・エコノミー・ワーカー<sup>4</sup>の権利保障のため、公正労働委員会<sup>5</sup>に最低労働基準を定める権限を付与（第16章）等が含まれていた。附則第1以外には、シリカ<sup>6</sup>関連疾患に対処するためのアスベスト安全・根絶庁<sup>7</sup>の職務拡大（附則第2。2013年アスベスト安全・根絶庁法<sup>8</sup>の改正）、労働故殺罪<sup>9</sup>（Industrial manslaughter）の新設（附則第4。2011年労働安全衛生法<sup>10</sup>の改正）等も規定されていた。

同法律案は、上下両院で多数の修正がなされた。同年11月29日に下院を通過したが、12月7日、最終的に二分割されて一部のみが上院を通過し、「2023年フェア・ワーク法（抜け穴を塞ぐ）改正法」<sup>11</sup>（以下「改正法」）として12月14日に成立した（施行日は、各附則の章ごとに異なる。2023年12月15日、2024年6月14日、同年7月1日ほか）。分割後、今回成立しなかった法律案<sup>12</sup>は、連邦議会の夏季休会明けの2024年2月から審議が行われる予定である。

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2024年1月10日である。

<sup>1</sup> Fair Work Act 2009, No.28, 2009. <<https://www.legislation.gov.au/C2009A00028/latest/text>>

<sup>2</sup> Fair Work Legislation Amendment (Closing Loopholes) Bill 2023. <[https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/bills/r7072\\_first-reps/toc\\_pdf/23105b01.pdf;fileType=application%2Fpdf](https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/bills/r7072_first-reps/toc_pdf/23105b01.pdf;fileType=application%2Fpdf)>

<sup>3</sup> 豪州における雇用形態は、「フルタイム」「パートタイム」「カジュアル（臨時雇用）」の3つに大別される。カジュアル被用者とは、合意された勤務パターンに従って継続的かつ無期限に働くことを雇用者が事前に確約しないことを前提に、雇用者が提示した雇用の申出を受諾した者をいう（2009年法第15A条）。

<sup>4</sup> gig economy worker. インターネットを通じて短期・単発の仕事を請け負い、個人で働く者。被用者ではなく独立請負業者と位置付けられる。

<sup>5</sup> Fair Work Commission. 労使裁定の見直しや不当解雇事案への対応等を行う、国の職場関係裁定機関。

<sup>6</sup> 二酸化ケイ素（SiO<sub>2</sub>）。結晶質シリカを含む粉じんの吸入が原因となって肺疾患（けい肺）を発症する。

<sup>7</sup> Asbestos Safety and Eradication Agency. 2013年7月1日に設立された、「アスベストの管理と啓発に関する国家戦略計画」の策定・実施に関する調整、監視、報告を行う連邦政府機関。

<sup>8</sup> Asbestos and Silica Safety and Eradication Agency Act 2013, No.58, 2013. <<https://www.legislation.gov.au/C2013A00058/latest/text>>

<sup>9</sup> 労働故殺罪は、雇用者の労働安全衛生義務違反の行為により被用者の死亡事故が発生し、当該死亡事故発生に雇用者の未必の故意（recklessness）又は過失（negligence）が認められる場合を犯罪とする。

<sup>10</sup> Work Health and Safety Act 2011, No.137, 2011. <<https://www.legislation.gov.au/C2011A00137/latest/text>>

<sup>11</sup> Fair Work Legislation Amendment (Closing Loopholes) Act 2023, No.120, 2023. <<https://www.legislation.gov.au/C2023A00120/latest/text>>

<sup>12</sup> Fair Work Legislation Amendment (Closing Loopholes No.2) Bill 2023. <<https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download>>

## 2 改正法の概要

改正法は、全5か条（第1条～第4A条。略称、施行日、改正の適用についての見直し等）、附則4編から成る。主要な改正は、当初法律案と同様附則第1に規定され、その中の章は全8章<sup>13</sup>で構成される。附則第1の主な内容は次のとおりである。

### (1) 派遣労働者の「同一労働同一賃金」（第6章。施行日：2023年12月15日）

改正法は、派遣労働者と同一又は類似の業務を行う派遣先被用者との賃金格差<sup>14</sup>を是正するため、2009年法に第2-7A章（第306A条～第306W条。以下、条名は2009年法の条名）を追加し、労働者派遣における同一労働同一賃金を導入した。

公正労働委員会は、①派遣元雇用者が、派遣先の業務を行うために派遣労働者を直接又は間接に供給し、②派遣先に適用される職場協定等が派遣労働者に適用され、③派遣先が被用者数15名未満の中小企業ではないと認めた場合には、派遣労働者、派遣先被用者、派遣先等の求めに応じ、「派遣労働の取決めに係る命令」<sup>15</sup>（以下「命令」）を発しなければならない（第306E条第1項、第7項）。命令には、対象となる派遣先、派遣元雇用者、派遣労働者、派遣先の雇用関係文書（労働協約等）、命令発効日を明記しなければならない（同条第9項）。命令が発効した場合、派遣元雇用者は、派遣労働者が派遣先のために行った業務に関して、保護賃金率<sup>16</sup>を下回らない賃金を支払わなければならない（第306F条第2項。同条は2024年11月1日から適用）。派遣元雇用者は、当該保護賃金率について必要な情報の全てを得ているわけではない場合、書面で派遣先に情報提供するよう要求することができ（第306H条第2項）、派遣先は、合理的に実行可能な限り速やかにその要求に応じなければならない（同条第3項）。第306F条第2項や第306H条第3項の違反には、重大な違反：600ペナルティユニット<sup>17</sup>（以下「PU」）以下、それ以外：60PU以下の罰金が科される（第539条）。

### (2) 賃金窃盗罪（第14章。施行日：2025年1月1日以後<sup>18</sup>）

2009年法第2-9章第2節の終わりにB款（第327A条～第327C条）を追加し、賃金窃盗罪を新設した。雇用者が、被用者から賃金の支払を請求され、支払期日までに故意に一部又は全額を支払わなかった場合を犯罪とした。違反した場合、個人：10年以下の拘禁若しくは罰金（裁判所が未払額を決定可能な場合はその額の3倍と5,000PUのうち高い額、決定不可能な場合は5,000PU）、又はそれらの併科、法人：裁判所が未払額を決定可能な場合はその額の3倍と25,000PUのうち高い額、決定不可能な場合は25,000PUに処される（第327A条）。公訴時効は、犯罪行為の終了時から起算して6年である（第327C条）。

[/legislation/bills/r7134\\_first-senate/toc\\_pdf/b23pu107.v08.pdf;fileType=application%2Fpdf](#) なお、特にカジュアル被用者やギグ・エコノミー・ワーカーの権利保障等に批判が多く、経営者団体から「（当初法律案は）生産性と技術革新に悪影響を与える。」等と反対意見が出された。“Insecure work is a feature of our labour market. New laws can change that,” Sydney Morning Herald, 2023.10.7.

<sup>13</sup> 第2章、第6章、第7章、第8章、第14章、第14A章、第16A章、第18章である。

<sup>14</sup> 労働者派遣において、派遣元は、派遣先に派遣した被用者（派遣労働者）の賃金や労災保険料、退職年金基金への拠出等の合計より高い金額（A）を派遣先に請求する。派遣先は、自社の被用者の賃金等とAとの間のギャップが大きいほど（Aが低いほど）人件費を抑えることが可能となる。

<sup>15</sup> regulated labour hire arrangement order.

<sup>16</sup> protected rate of pay. 命令の対象となる派遣先の職場協定等が派遣労働者に適用された場合に、当該派遣労働者に支払われることになる賃金の満額（full rate of pay）をいう（第306F条第4項）。ボーナス、手当等を含む。

<sup>17</sup> penalty unit. 1PUは、313豪ドル。1豪ドルは、約97.5円（令和6年1月分報告省令レート）。

<sup>18</sup> 第14章のうち、賃金窃盗罪に関する規定（項目213～222）は、2025年1月1日と第327B条の「自主的中小企業賃金遵守規定（Voluntary Small Business Wage Compliance Code）」を主務大臣が最初に告示した日の翌日のうち、遅い方の日に施行される。